

**避難所における感染症
(新型コロナウイルス感染症等)
対策ガイドライン**

**令和4年4月改訂
尾張旭市**

目次

■ 共通編

第1章 総則

1	ガイドラインの目的	1
2	ガイドラインの基本方針	1
3	ガイドラインの構成	2
1	ガイドラインの位置づけ	2
2	時系列的な構成	2
3	避難所の役割に応じた構成	2

第2章 実施すべき業務

第1 事前対策

1	市民への広報	3
1	多様な避難形態（分散避難）について	3
2	避難する前に準備すること	4
3	新型コロナウイルス感染症の陽性者について	4
2	感染症対策資機材の整備	5
1	避難所対応資機材	5
2	避難所運営スタッフ用資機材	6
3	開設する避難所	6
4	避難所運営スタッフの安全管理	6
1	避難所運営スタッフへの対応周知	6
2	避難所運営スタッフの体調管理	6
5	地域避難所及び指定避難所における受付等の設置	7

■ 地域避難所編

第1章 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設

1	ゾーニング	8
2	有症状者等専用スペースの確保	8
3	避難者の受付	9
4	災害対策本部への報告	11

第2 避難所の運営

- 1 有症状者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 滞在スペースで体調不良者が発生したときの対応・・・・・・・・12

第2章 避難所の撤収

第1 避難所の撤収

- 1 退所者の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 健康観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

■ 指定避難所編

第1章 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設

- 1 事前受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 避難者受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 災害対策本部への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第2 避難所の運営

- 1 有症状者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 避難者及び避難所運営スタッフ等の健康管理・・・・・・・・・・18
- 3 避難所における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第2章 避難所における具体的な感染症予防対策の方法

- 1 こまめな手洗い、手指消毒の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 マスクの着用、咳エチケット等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 3 清掃・消毒の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 4 換気の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 5 履物の交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 6 食事・物資の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 7 ごみの処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 8 リネンの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第3章 避難所の撤収

第1 避難所の撤収

- 1 退所者の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

2	避難所の閉鎖	26
3	引継ぎ	26
4	健康観察	26

チェックリスト（地域避難所・指定避難所）

共通編

第1章 総則

1 ガイドラインの目的

新型コロナウイルス感染症が発生している状況下において、災害が発生し、従来どおりの避難所の開設・運営を行えば、そこはクラスター化し、避難者と避難所対応職員に感染が拡大し、命を守る安全な場所ではなくなってしまいます。避難所の機能が果たせないということは、避難者が健康を自己管理できる環境も提供できず、在宅避難者への役割も果たせなくなってしまいます。さらに、避難者に体調不良者や感染者が出たとしても、地域医療体制がパンクし、多くの助けられた命が助けられないという「医療崩壊」と「避難所崩壊」が連動して生じる事態が起こりえます。

そのため、令和2年6月に避難所における感染症対策として、「尾張旭市避難所運営マニュアル」を補完する形で「避難所における感染症（新型コロナウイルス等）対策ガイドライン」を取りまとめました。

その後、令和2年7月に愛知県において、避難所における新型コロナウイルス感染防止対策の実効性を高めるため、愛知県避難所運営マニュアルの別冊となる「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が作成されました。そのガイドラインの内容を反映し、避難所における感染防止対策がより適切に実施できるよう、令和2年9月に、ガイドラインを一部改訂しました。

しかしながら、指定避難所となる市内小中学校について、このガイドラインを踏まえたゾーニングが難しい構造の施設があること等から、令和4年4月に感染症有症状者等専用避難所を新たに指定することとしました。そのことに伴い、このガイドラインも一部改訂を行います。

なお、今後もこのガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるガイドラインとなるよう随時見直します。

2 ガイドラインの基本方針

避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。

- ① 避難者は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- ② 避難所では、十分な換気に努めるとともに、世帯ごとの居住スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- ③ 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗

い場所等の共有スペース、ドアノブや手すり等によく触れる場所の消毒を行います。

- ④ 発熱や咳などの症状がある避難者（以下「有症状者」という。）に対しては、専用スペースを確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- ⑤ 避難者名簿の登録時に、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。
- ⑥ 避難所で新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に備えて、避難者名簿や避難者の入退出の管理を確実にを行います。
- ⑦ 感染症は誰もがかかる可能性があります。有症状者への偏見や差別を生まないように配慮します。

3 ガイドラインの構成

1 ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、「尾張旭市避難所運営マニュアル」を補完するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために必要な注意点や業務を定めています。

2 時系列的な構成

災害発生前の事前対策から災害発生直後からの業務について、時系列的な構成を重視して記載しています。

3 避難所の役割に応じた構成

共通編、地域避難所編、指定避難所編とし、各避難所運営者が参照しやすい構成としています。

第2章 実施すべき業務

第1 事前対策

1 市民への広報

市民が避難する前に準備・検討することをホームページ等で周知します。

1 多様な避難形態（分散避難）について

避難所における過密抑制対策として、分散避難を実施していくことは、新型コロナウイルス感染防止の観点から有効な対策です。

分散避難とは、下記の順番で避難先を検討していきます。

(1) 在宅避難

風水害において、住民がハザードマップで自宅の安全性を確認し、自宅が安全であれば自宅に留まる。

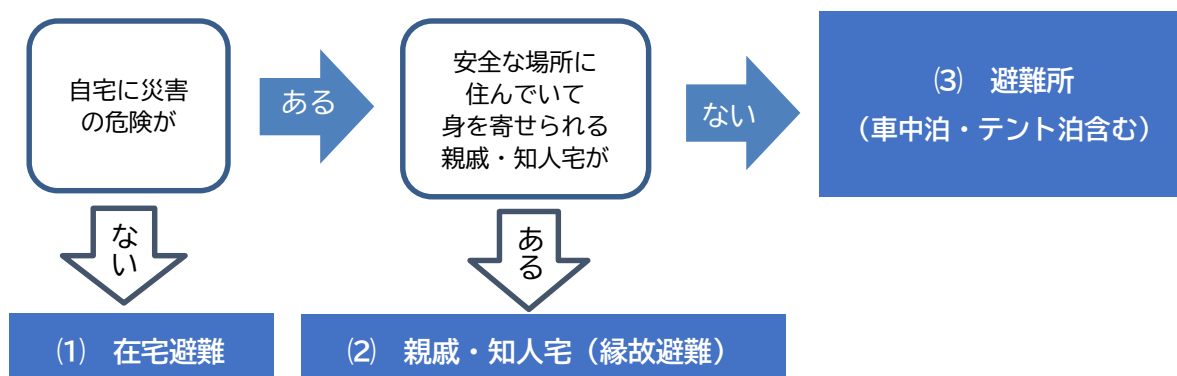
また、地震災害において、自宅に引続き居住できる場合は自宅に留まる。

(2) 縁故避難（事前調整が必要）

自宅にリスクがある場合、安全な「親戚・知人宅等」に避難が可能であれば避難先とする。

(3) 避難所避難

(1)、(2)の避難形態を取り得ない場合は市町村が指定する避難所へ避難する。



<青空避難への対応策>

青空避難（車中泊やテント泊）は推奨しませんが、感染症対策として学校の運動場をやむを得ず開放する場合、避難者の安全を確保するために、下記の対策を講じます。

○ 豪雨時は、車での野外の移動は危険であること、また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しておくことを周知する。

○ 車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて間隔を空けて確保し、夜間の安全確保のため照明のある場所が望ましい。

- 市が車中泊のためのスペースを確保する場合には、食料等必要な物資の配布や、保健師等による健康診断が受けられる場所等の情報を車中泊の避難者に伝え、支援を受けられるように促す。また、物資の配布等を通じて車中泊の避難者の情報を把握できるようにする。
- エコノミークラス症候群の対策として、「**エコノミークラス症候群を予防しましょう!**」(リーフレット集 p.4)を避難者等に配布し歩行や水分補給等を進めるなど、避難者への適切な支援を行う。
- 車のように狭く気密性が高い空間では、特に日中は短時間で車内の温度が上昇しやすく、熱中症の危険性が高くなるので車内に留まらないことが望ましい。
- 車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をする。
- 車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を一人にしないようにする。
- 排気ガスによる一酸化炭素中毒やオーバーヒートを避けるため、夜間寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは、避けるようにする。

2 避難する前に準備すること

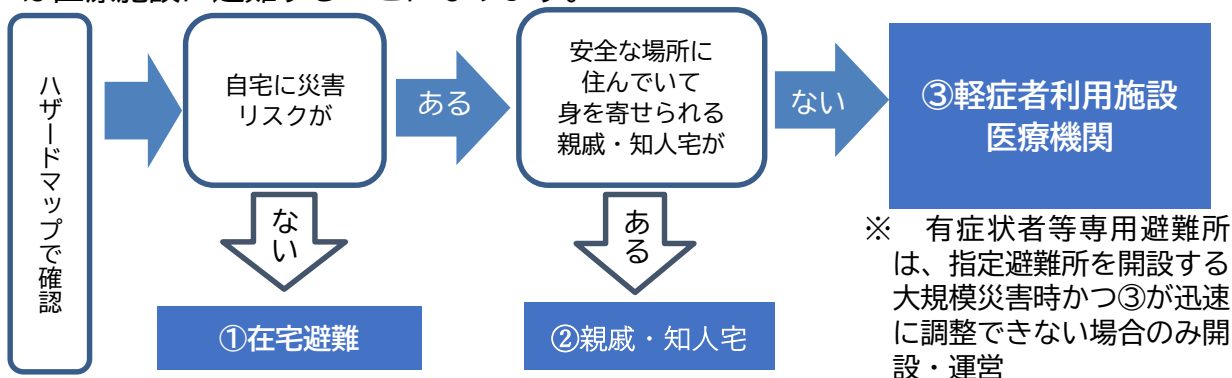
避難所での受付の混雑や滞留を防止するため、事前に、**避難所利用者登録票(様式集 p.12)**、**受付時健康状態チェックリスト(様式集 p.15)**を配布の上、避難所へ避難する際には、記入したものを持参してもらうようにします。

避難所ではマスク、体温計など、感染症防止対策として有効な備蓄が十分で無い場合もあることから、避難する際には自ら携行するよう周知します。

3 新型コロナウイルス感染症の陽性者について

陽性者は、軽症者等であっても一般の避難所に滞在することはできません。

そのため、自宅療養の場合、災害時には、自宅が安全であれば自宅に留まる、又は安全な親戚や友人宅に避難する、それができない場合は、県が提供する軽症者利用施設又は医療施設に避難することになります。



2 感染症対策資機材の整備

1 避難所対応資機材

避難所対応用に以下の資機材を配備しますが、避難者個人の衛生資機材（マスク、タオル等）を行政では十分準備できないため、持参してもらうことを周知し、用意できない避難者にのみ配布します。

目的	資機材
感染症予防	マスク
感染症予防	使い捨て手袋
手指・物の消毒	アルコール消毒液
ドアノブ等清掃	次亜塩素酸ナトリウム
清掃・消毒	雑巾
清掃・手拭き	ペーパータオル
体調チェック	非接触体温計
飛沫接触感染防止	パーティション 段ボール間仕切り
飛沫接触感染防止	段ボールベッド

(1) マスク

乳幼児等を除き、原則全避難者に常時着用してもらいます。

(2) 使い捨て手袋

受付、消毒（定期・緊急）、清掃及び配膳時に使用します。

(3) アルコール消毒液

避難者及び避難所運営スタッフ等が避難所へ入る際等に使用します。

(4) 次亜塩素酸ナトリウム

ドアノブや吐物等の消毒に使用します。

(5) 雑巾

消毒する際にガーゼ等を使い捨てで使用する方が衛生的ではありますが、コストを勘案し雑巾を洗い、繰り返し使用します。

(6) ペーパータオル

手洗い場での布タオルの共用を避けるため使用します。

(7) 非接触体温計

避難所入所時及び毎日の検温時に使用します。

(8) パーティション・段ボール間仕切り

ア 飛沫接触感染防止として、世帯ごとに区切るために使用します。

イ 専用スペースを優先しますが、居住スペースでも積極的に活用します。

(9) 段ボールベッド

床に沈着する飛沫対策に加え、身体の負担やほこりを吸い込むリスクを軽減させるため使用します。

2 避難所運営スタッフ用資機材

マスクは常時着用することとし、感染リスクが高まると考えられる場面では、フェイスシールドや手袋、長袖ガウンを着用します。ただし、発熱等がある有症状者と接触する際は、ゴーグル及び防護服を着用することとします。(場面ごとに想定される装備(資料集 p.23) 参照) 使い捨て手袋は、多数の方が触れる場所での作業時(清掃、物資・食事の配布等)に付け、汚れたとき・破れたとき・一連の作業が終了するごとに交換します。

目的	資機材
感染症予防	マスク
感染症予防	使い捨て手袋
目の粘膜保護	フェイスシールド、ゴーグル
感染症予防	長袖ガウン、防護服
感染症予防	シューズカバー

長袖ガウンや防護服が不足した場合、ビニールのレインコート等を代用します。

3 開設する避難所

可能な限り在宅避難や親戚や知人宅等への避難を促すとともに、避難生活が必要な方に対して避難者を分散させるため、災害時の状況により通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設し対応します。

4 避難所運営スタッフの安全管理

1 避難所運営スタッフへの対応周知

通常の避難所での対応に加え、感染症への対応が必要となるため訓練等を行います。

- ☞ 感染症対策資機材の説明
- ☞ 感染症(飛沫・接触リスク)の説明
- ☞ マスク、手袋、防護服等の着脱方法
- ☞ 施設の消毒方法

2 避難所運営スタッフの体調管理

- (1) 運営スタッフが感染していた場合、多くの避難者に感染を広げてしまう可能性があります。必ず従事前に検温や体調のチェックを行います(発熱、咳、倦怠感、息苦し

さの有無等)。

- (2) 体調に変化があった場合、すぐに申し出るようにします。

5 地域避難所及び指定避難所における受付等の設置

地域避難所や指定避難所を開設する際、受付の混雑等を防ぐため配慮します。

- (1) 避難所入口が混雑しないよう、受付を行う場所は出入口の最も外側に設置する等の配慮を行います。
- (2) 入口付近にアルコール消毒液及び避難者用のマスクを設置し、また、避難所内は土足禁止とするため、避難者用のスリッパ及び外履き用の袋を準備します。
- (3) 地域避難所においては、避難者自らが有症状者の専用スペースや居住スペースに移動できるよう、案内看板や養生テープ等により誘導します。
- (4) **感染症対策へのご協力をお願いします (資料集 p.24)**、**手洗いで感染症予防 (資料集 p.25)**などを、避難所のよく見える位置 (出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など) に掲示します。
- (5) 間隔 (2 m) を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定します。

地域避難所編

第1章 避難所の開設・運営

地域避難所は指定緊急避難場所であることから、その開設を以て有症状者等専用避難所が開設されるものではありません。

新型コロナウイルス感染症陽性者は県が指定する施設等へ避難していただくこととなりますが、その濃厚接触者や新型コロナウイルス感染症陽性者と判断されていない有症状者については、地域避難所で受け入れる必要があります。

地域避難所として指定されている施設は、事前受付を設置するスペースがなく、また避難者も比較的少人数が見込まれるため、事前受付は設置せず対応することとします。

第1 避難所の開設

1 ゾーニング

一般の避難者が滞在する場所と有症状者等が滞在する場所を、グリーンゾーン、イエローゾーン、レッドゾーンの3つの色分けをして施設内を区分することをゾーニングといいます。

区分	考え方
グリーンゾーン	清潔区域：症状のない方が利用する区域
イエローゾーン	準汚染区域：グリーンとレッドゾーンの境目の場所
レッドゾーン	汚染区域：有症状者の方が利用する区域

- (1) 色テープなどを床に貼るなど、ゾーンの区別が目で見分けるように表示します。
- (2) 建物の1階と2階で区分けするなど、分かりやすいゾーニングを行います。
- (3) レッドゾーンに立ち入る避難所運営スタッフは、最小限にとどめ、必ずマスク、フェイスシールド、手袋、長袖ガウンを着用し、感染予防を徹底します。
- (4) レッドゾーンに立ち入った避難所運営スタッフ等が着用した装備を脱衣する場所を、イエローゾーン内に明確に設け、脱衣後は手指消毒を必ず行います。
- (5) レッドゾーンで出たごみは、感染性廃棄物として処理します。
- (6) ゾーニングによる差別や偏見が生まれないように避難者に理解を求めるように努めます。

2 有症状者等専用スペースの確保

- (1) 有症状者や濃厚接触者は、可能な限り個室対応とします。
- (2) 個室の確保が困難な場合は、和室や会議室等にパーティションによる独立した専用スペースを設け、パーティションごとに2m以上の間隔を開けます。

- (3) 避難所管理や個人情報保護の観点から、パーティションごとに番号を振り明示します。
- (4) 有症状者や濃厚接触者は、できるだけ専用スペースから出ないこととします。
- (5) 有症状者や濃厚接触者が滞在する場所や専用で使用する場所などをゾーニングし、テープや注意喚起で分かりやすく表記します。
- (6) 有症状者や濃厚接触者専用のトイレを確保します。
- (7) 専用のトイレが確保できない場合は、トイレテント、段ボールトイレ等を使用し、有症状者や濃厚接触者専用のトイレを設置します。その場合、アルコール消毒液も併せて設置し、使用後は必ず消毒します。

3 避難者の受付

(1) 避難者の受付

ア 避難者に手指消毒を行い、乳幼児を除き必ずマスクを着用してもらいます。

イ 避難所利用者登録票（様式集 p. 12）は世帯単位で、受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）は避難者全員分を記入してもらいます。

(2) 避難所利用者登録票、健康状態チェックリストの確認及び検温

避難所運営スタッフ等は、記入を終えた避難者から順番に体温を測定し、その結果を受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）に記入するとともに避難所利用者登録票（様式集 p. 12）及び受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）の記入の確認を行います。

(3) 避難者の振り分け

ア 記入内容をもとに避難世帯の滞在区画を決定し、受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）に記入します。その際、避難所の感染予防対策について（資料集 p. 26）を配布し周知を行い、必要に応じて説明を行うとともに、室内用の履物に履き替えてもらいます。

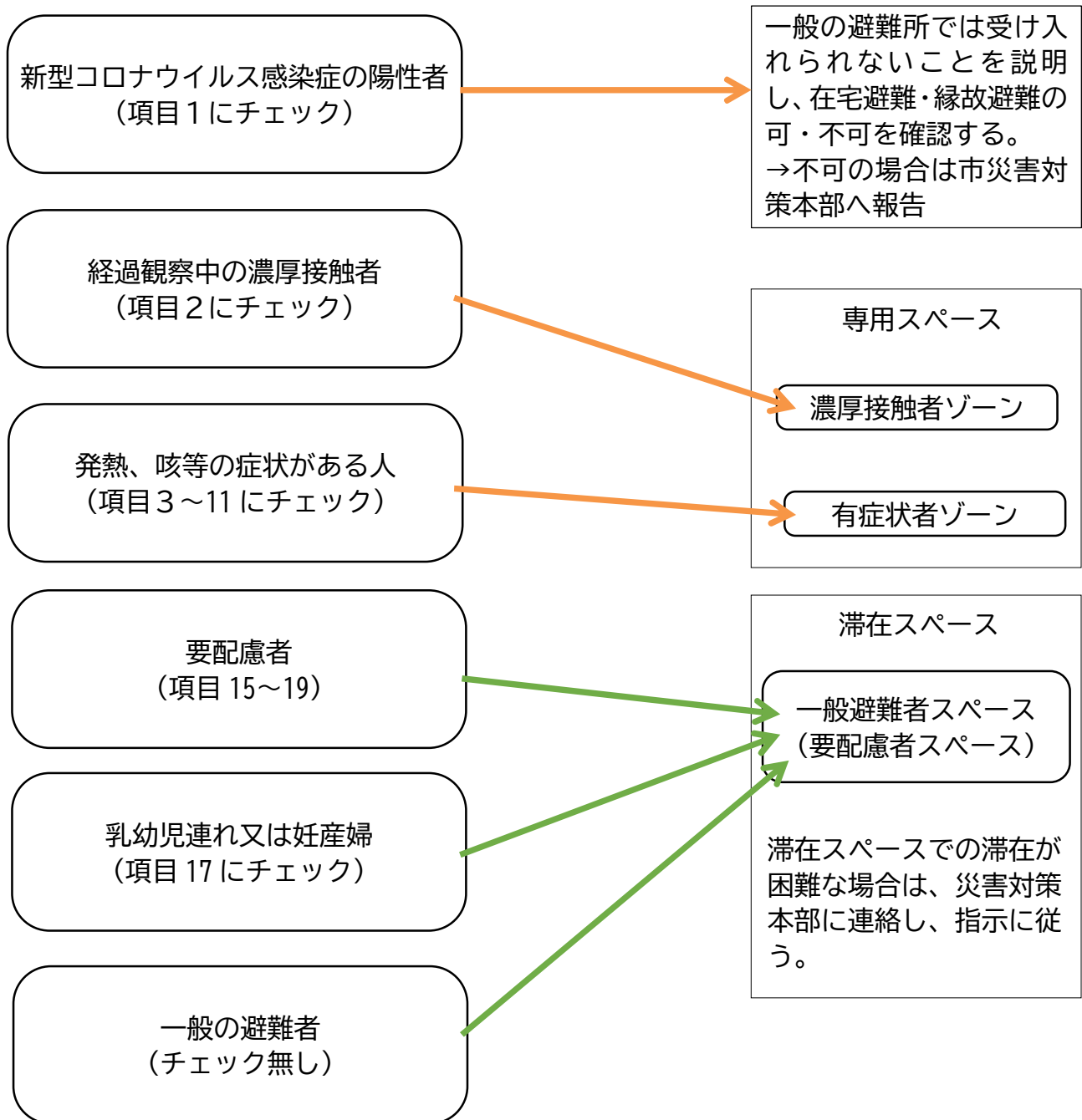
イ 避難所利用者登録票（様式集 p. 12）、受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）は、個人情報が含まれるため、紛失盗難などが起こらないようファイルに綴じるなど、管理を徹底します。

(4) 新型コロナウイルス感染症の陽性者の取扱い

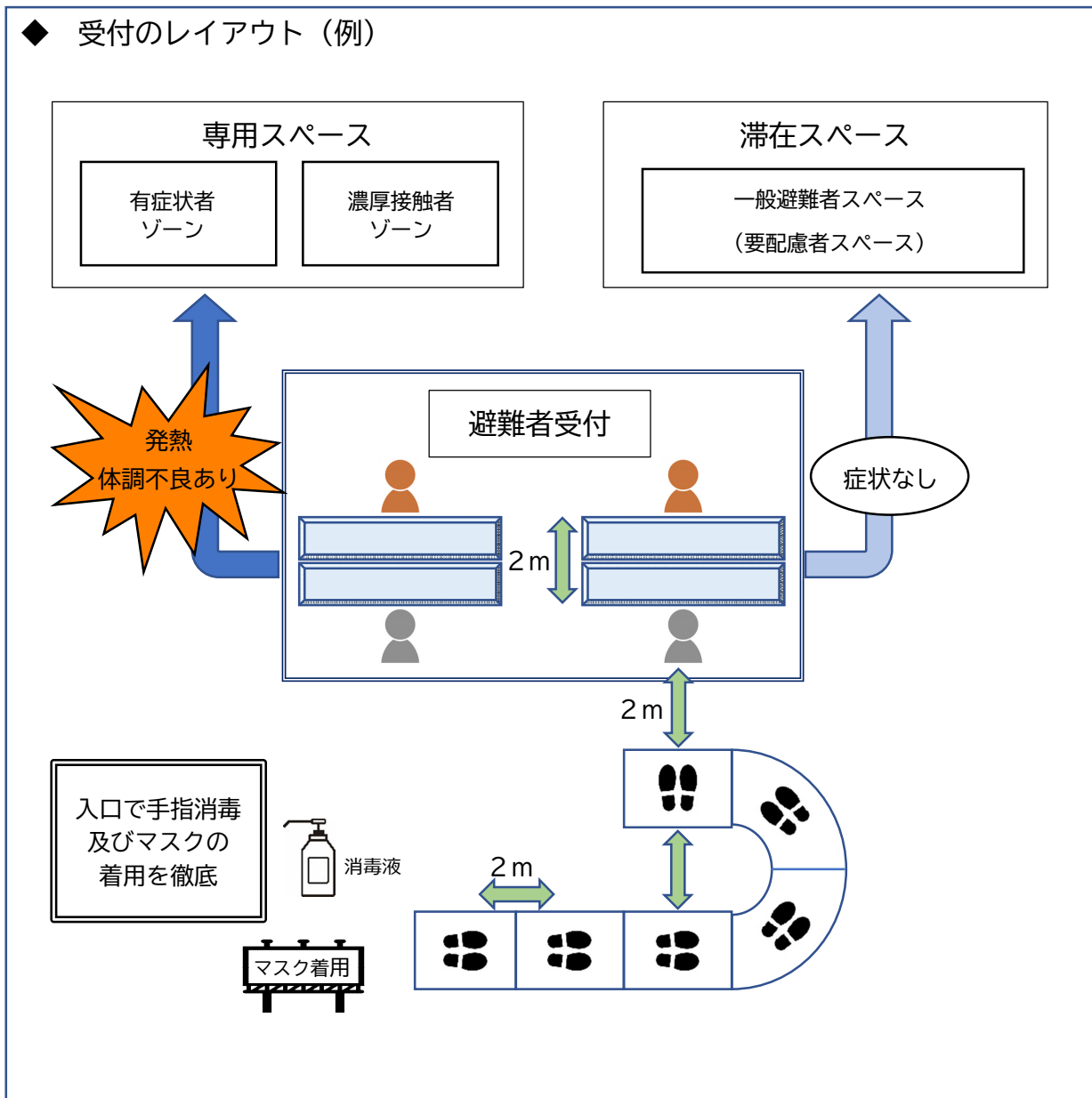
受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）により、新型コロナウイルス感染症の陽性者として申告があった場合は、陽性者は一般の避難所に避難できないことを説明した上で在宅避難及び縁故避難の可・不可を確認し、不可である場合は市災害対策本部に報告します。

市災害対策本部は瀬戸保健所に連絡し、避難先の調整を依頼します。

地域避難所における滞在スペースと区画の振り分けについて



◆ 受付のレイアウト（例）



4 災害対策本部への報告

避難所運営スタッフ等は、**避難者名簿（手書き用）（様式集 p. 27）**を作成し、市災害対策本部へ定期的に報告します。

なお、地域避難所における**避難所状況報告書（様式集 p. 30）**の報告は、災害対策本部の指示がある場合に行います。

第2 避難所の運営

1 有症状者等への対応

- (1) 協力依頼事項
 - ア マスクの着用の徹底

イ 家族も含めて、専用スペースから可能な限り出ない。

ウ 症状が悪化した場合、早めに申し出る。

(2) 留意事項

ア 命に関わるような緊急を要する場合、すぐに救急要請し、市災害対策本部へ傷病者及び体調不良者名簿（様式集 p.41）を用いて報告します。

イ 専用スペース内は、マスク、フェイスシールド（ゴーグル）、手袋、長袖ガウン（防護服）を着用します。

2 滞在スペースで体調不良者が発生したときの対応

(1) 医療機関を受診できるかを確認します。受診する場合は、受診結果を報告してもらいます。

(2) 有症状者等専用スペースへ移動してもらいます。

(3) 滞在スペースの消毒を行います。

第2章 避難所の撤収

第1 避難所の撤収

1 退所者の対応

(1) 退所者には、避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、退所届（様式集 p.25）を提出してもらいます。

(2) 退所届（様式集 p.25）受領後、避難所利用者登録票（様式集 p.12）の裏面及び避難所利用者名簿（手書き用）（様式集 p.27）の退所に関する項目欄に追記する。

(3) 退所される方へのご協力をお願い（資料集 p.27）を配布し、以下の内容を説明します。

- ・ 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所から2週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。
- ・ 健康観察は、体調チェック表（様式集 p.26）を参考に実施するよう説明します。
- ・ 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めの受診を勧めます。
- ・ 医療機関を受診し、万一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、危機管理課に連絡するとともに、保健所の担当者に避難所に避難していたことを報告するよう求めます。

2 避難所の閉鎖

避難者が全員退所したら、避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。

(専用スペース、滞在スペース、その他使用した部屋、トイレ、手洗い場など)

3 健康観察

施設管理者及び避難所運営スタッフ等は、避難所閉鎖から2週間、自身の健康観察を行う必要があります。

指定避難所編

第1章 避難所の開設・運営

指定避難所での受付は、有症状者や濃厚接触者を早期に把握するため、一般受付の前に、事前受付を行います。

避難者の受付は、[避難所運営マニュアル本編](#)や[各運営班の業務](#)を参照し、適切に行います。

第1 避難所の開設

1 事前受付

(1) 検温、健康状態の確認

ア 避難者に手指消毒を行い、乳幼児を除き必ずマスクを着用してもらいます。

イ 避難者ごとに[受付時健康状態チェックリスト（様式集 p.15）](#)を記入してもらい、記入を終えた避難者から順番に体温を測定し、その結果を[受付時健康状態チェックリスト（様式集 p.15）](#)に記入します。

(2) 避難者の振分け

[受付時健康状態チェックリスト（様式集 p.15）](#)の記入内容に応じた個別受付を案内します。

2 避難者受付

(1) 避難者名簿の記入（一般の避難者、要配慮者）

ア [避難所利用者登録票（様式集 p.12）](#)に世帯単位で記入してもらうとともに、[受付時健康状態チェックリスト（様式集 p.15）](#)の記入の確認を行い、記入内容をもとに避難世帯の滞在区画を決定し、[受付時健康状態チェックリスト（様式集 p.15）](#)に記入します。その際、[避難所の感染予防対策について（資料集 p.26）](#)を配布し周知を行い、必要に応じて説明を行うとともに、室内用の履物に履き替えてもらいます。

イ [避難所利用者登録票（様式集 p.12）](#)、[受付時健康状態チェックリスト（様式集 p.15）](#)は、個人情報が含まれるため、紛失盗難などが起こらないようファイルに綴じるなど、管理を徹底します。

(2) 有症状者等専用避難所について

ア 有症状者等専用避難所の案内

避難者で、新型コロナウイルス感染症陽性者（項目1にチェック）、経過観察中

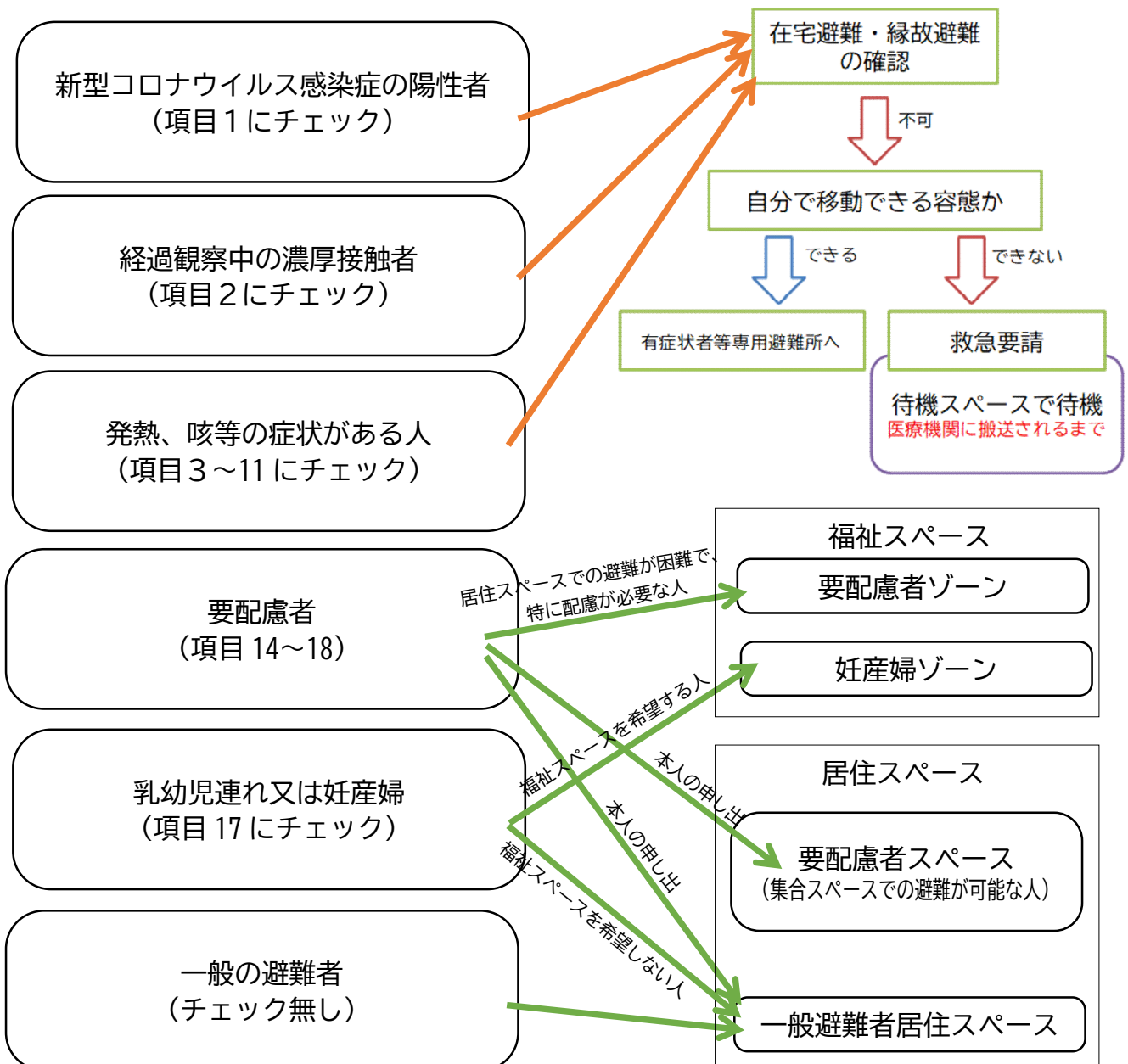
の濃厚接触者（項目2にチェック）及び発熱、咳等の症状がある人（項目3～11にチェック）がいた場合は、在宅避難、縁故避難の可・不可を確認します。

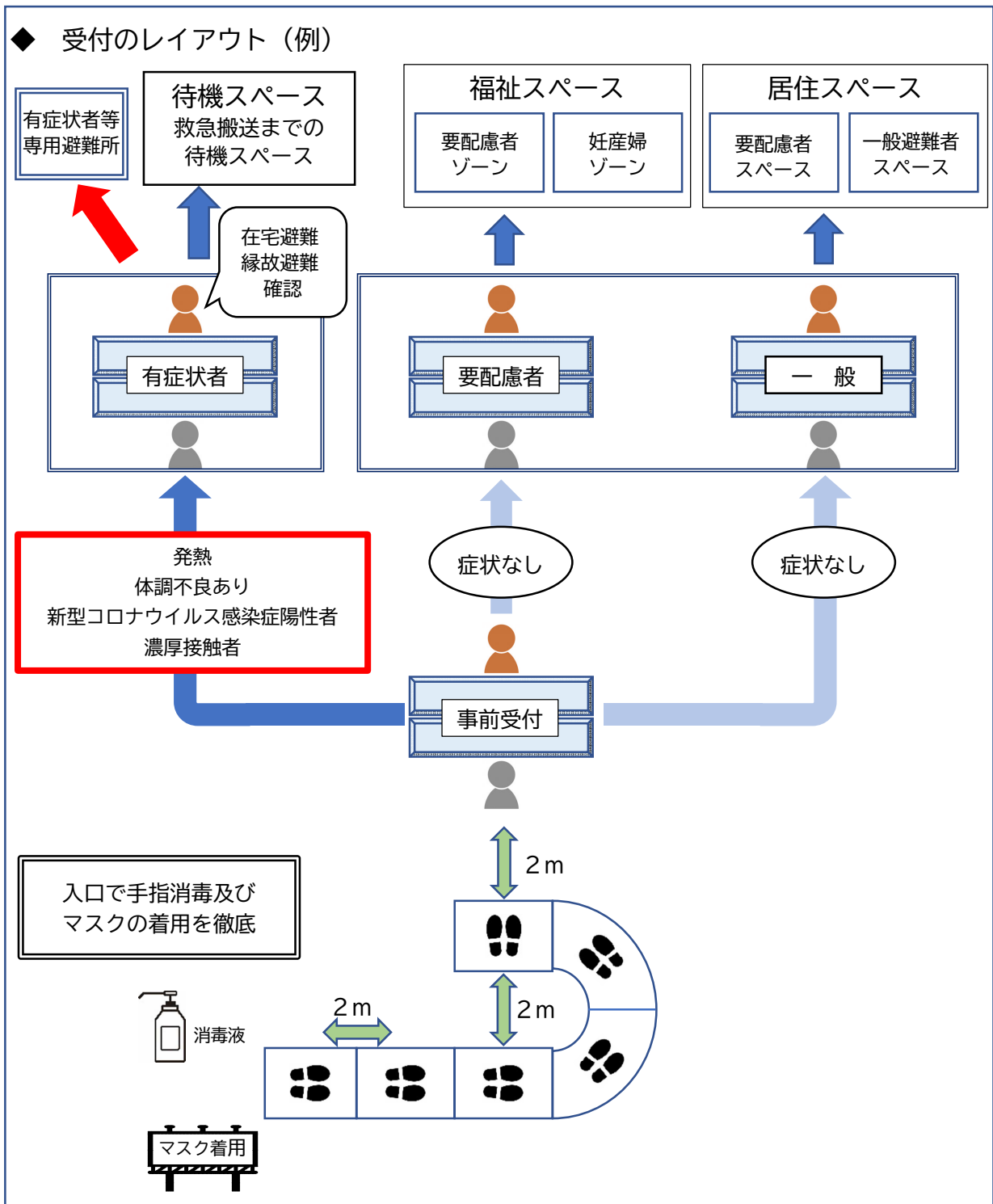
確認の結果、在宅避難及び縁故避難ができない避難者は、有症状者等専用避難所へ自身で移動していただくよう案内します。移動が困難な容態である場合は、救急要請し、医療機関へ搬送されるまでの間換気の良い屋外や待機スペースで、人との距離を取って待機してもらいます。

イ 瀬戸保健所との調整

市災害対策本部は瀬戸保健所等に連絡し、有症状者等の受け入れ先を調整します。

滞在スペースと区画の振り分けについて





3 災害対策本部への報告

避難所運営スタッフ等は、避難者名簿（手書き用）（様式集 p.27）を作成し、避難所状況報告書（様式集 p.30）を用いて市災害対策本部へ定期的に報告します。

第2 避難所の運営

避難所の運営は、本ガイドライン及び「避難所運営マニュアル本編」や「各運営班の業務」を参照し、感染症対策に留意しながら、避難所運営委員会を中心に避難者全員で行います。

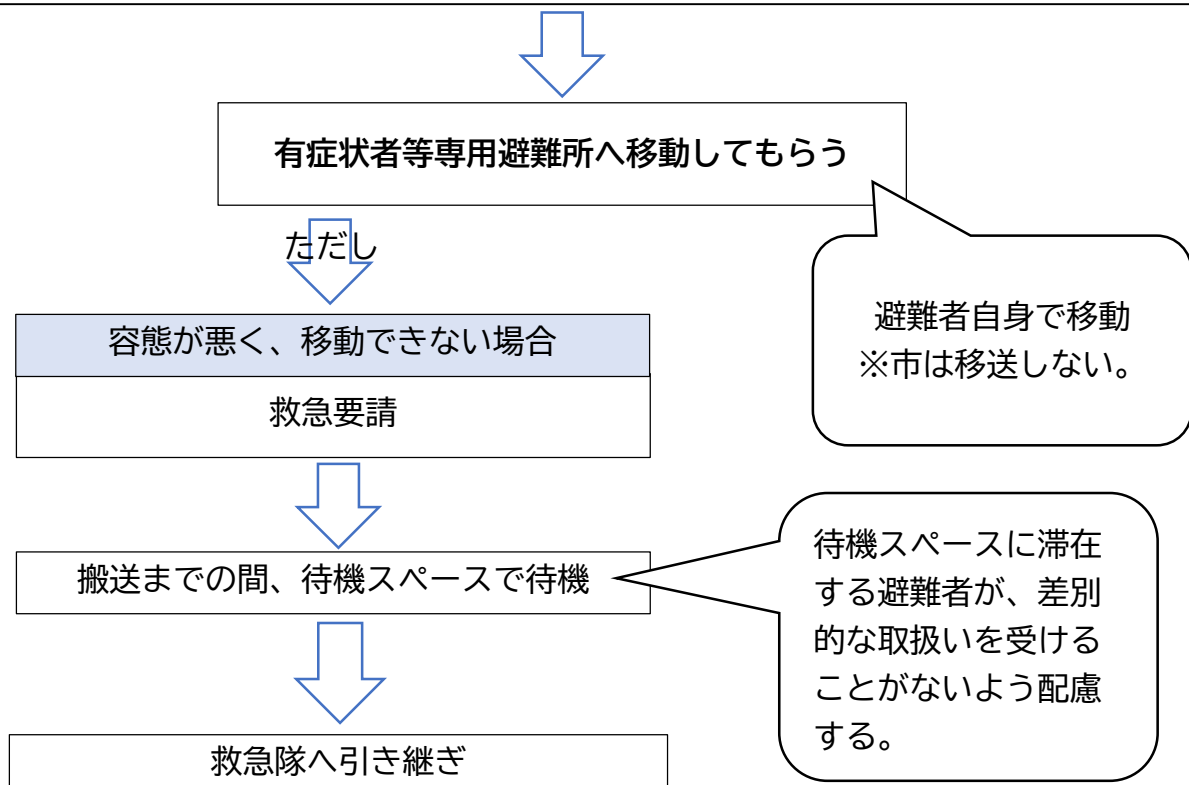
本ガイドラインでは、感染症対策において特に留意すべき点を記載します。

1 有症状者等への対応

- (1) 避難者に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、「傷病者及び体調不良者名簿（様式集 p.41）」を用い、市災害対策本部へ報告するとともに下記のとおり対応します。市災害対策本部は、瀬戸保健所と受入状況の調整を行います。

【感染を疑う方】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合



■ 専用避難所における有症状者の体調管理の実施

- ・ 有症状者等は、体調の自己管理を行います。
- ・ 症状が悪化した場合や支援が必要な場合には、有症状者等避難所運営スタッフ等に

早めに申し出るよう促します。

- ・ 有症状者等避難所運営スタッフは、命に関わるような緊急を要する症状がある場合（【緊急性の高い症状】参照）には、すぐに救急要請を行い、災害対策本部に報告します。

(2) 関係機関連絡先

ア 受診相談センター

- (ア) 平日の午前9時から午後5時30分まで

瀬戸保健所：0561-21-1699

※ 所管区域：瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市

- (イ) 平日夜間（午後5時30分から翌午前9時まで）、土日、祝日

夜間・休日相談窓口：052-526-5887

イ 一般相談窓口

- (ア) 瀬戸保健所

0561-82-2196（平日午前9時から午後5時まで）

- (イ) 愛知県感染症対策局感染症対策課

052-954-6272（午前9時から午後5時30分まで（土日祝含む））

2 避難者及び避難所運営スタッフ等の健康管理

- (1) 避難所に滞在している避難者全員だけでなく従事しているスタッフ等についても健康状態を把握するため、**体調チェック表（様式集 p. 26）**により体温測定（朝・昼・夜）と症状のセルフチェックを実施します。
- (2) セルフチェックの結果、次頁の【感染を疑う症状】に該当する場合は、「1 有症状者等への対応」(p. 17)に沿った対応を行うとともに**傷病者及び体調不良者名簿（様式集 p. 41）**を用い、災害対策本部へ報告します。
- (3) 専用避難所や待機スペースへ移動した後、該当する滞在者が滞在していた居住スペースの清掃と消毒を徹底します。
- (4) 軽症又は重症に関わらず、感染症を疑う何らかの症状があり、避難者等が医療機関を受診する場合には、受診した結果を報告するように依頼します。
- (5) 避難所運営スタッフは、不特性多数の方と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすくなります。そのため、連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮を行います。

【感染を疑う症状】	
<input type="checkbox"/>	息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
<input type="checkbox"/>	重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
<input type="checkbox"/>	上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(6) 特に、下記に該当するような健康状態の急変については、素早く察知できるよう留意します。

【緊急性の高い症状】※は家族等が以下の項目を確認した場合

表情・外見	<input type="checkbox"/> 1 顔色が明らかに悪い※ <input type="checkbox"/> 2 唇が紫色になっている <input type="checkbox"/> 3 いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	<input type="checkbox"/> 4 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） <input type="checkbox"/> 5 急に息苦しくなった <input type="checkbox"/> 6 日常生活の中で少し動く息があがる <input type="checkbox"/> 7 胸の痛みがある <input type="checkbox"/> 8 横になれない、座らないと息ができない <input type="checkbox"/> 9 肩で息をしている、ゼーゼーしている
意識障害等	<input type="checkbox"/> 10 ぼんやりとしている（反応が弱い）※ <input type="checkbox"/> 11 もうろうとしている（返事がない）※ <input type="checkbox"/> 12 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（厚生労働省）」より

3 避難所における衛生対策

- (1) 避難者の受入時に、**避難所の感染予防対策について（資料集 p.26）**を配布し周知を行い、必要に応じて説明を行います。
- (2) **感染症対策へのご協力をお願いします（資料集 p.24）**、**手洗いで感染症予防（資料集 p.25）**などを、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。
- (3) 感染症防止のための以下の（例）を参考に、ルールを決め、掲示板などに**避難所でのルール（様式集 p.3）**を貼り出すなど、ルールを周知します。

<感染症防止のために決めた方がよいルール（例）>

- ・ 常時マスクの着用や、手指の消毒を徹底する。なお、気温が高い場合はこまめに水分補給。
- ・ 人と人の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識して過ごす。
- ・ 毎日の体温・体調の確認
- ・ トイレにふたがある場合、トイレのふたを閉めて流す。
- ・ 掃除当番（トイレ清掃等）
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄
- ・ 靴はビニール袋に入れて各自で保管

第2章 避難所における具体的な感染症予防対策の方法

1 こまめな手洗い、手指消毒の実施

- ・ 流水で手洗いをすることで、手に付着した細菌やウイルスを洗い流します。
- ・ 石鹸けんを使用することでウイルスの膜を壊し死滅させる効果が期待できます。
- ・ 手洗いが難な場合は、アルコール消毒液の使用が効果的です。

【避難所での注意事項】

- ① 液体せっけんを配置し、流水で手洗いができる場所を確保します。
- ② 固形石けんは、石けんの表面にウイルスが付着し感染を拡大させる可能性があるため使用しません。
- ③ 手洗い後は、ペーパータオルなどを使用して手を拭き、乾燥させます。
- ④ 布やタオルの併用はせず、ペーパータオルか個人用タオルを使用します。
- ⑤ 液体石けんを設置した場合、ボトルを定期的に消毒します。
- ⑥ 流水で手洗いすることが困難な場合は、ウェットティッシュなどで汚れを拭き、アルコール消毒液を使用します。
- ⑦ 避難所内には可能な限り、多くの場所に液体石けん、アルコール消毒液を配置します。
- ⑧ 手洗いの方法や手洗いのタイミングを周知するポスターなどの掲示を行います。特に、多くの人の目に入る場所（出入口、掲示板など）や感染リスクの高い場所（トイレ、手洗い場所など）に掲示します。

☞ 手洗いタイミングの周知

手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをした時、炊き出しをする前、食事の前、有症状者の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後

<参考資料>

資料集 p. 24 感染症対策へのご協力をお願いします（厚生労働省）

資料集 p. 25 手洗いで感染症予防（国立感染症研究所）

2 マスクの着用、咳エチケット等の実施

- ・感染症の原因となる細菌やウイルスが口や鼻から侵入するのを防ぎます。
- ・有症状者の口や鼻から飛散する細菌やウイルスの量を減らします。

【避難所での注意事項】

- ① 咳やくしゃみが出る時は、咳エチケットを徹底します。
- ② 避難所内では全ての人が原則、マスクを着用します。
- ③ 鼻と口を覆うよう、正しいマスクの着用をします。
- ④ 使い捨てマスクは、原則、繰り返しての使用はできません。やむを得ず繰り返し使用する場合には、適切に消毒することが必要です。
- ⑤ 使用したマスクを外すときには、表面に直接触れることがないように十分に注意が必要です。
- ⑥ マスクの表面を触ってしまった場合は、手洗いやアルコール等での手指消毒を行います。
- ⑦ 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずごみ箱に入れます。ごみ箱に捨てる時は、袋を二重にするか、蓋つきのごみ箱に捨てます。

<参考資料>

資料集 p. 24 感染症対策へのご協力をお願いします（厚生労働省）

資料集 p. 28 マスクの着脱方法（消防庁）

3 清掃・消毒の実施

多くの人を利用する避難所は、衛生環境が悪くなりやすいため、定期的に消毒・清掃を行い、感染症の原因となる細菌やウイルスの除去に努めます。

【避難所での注意事項】

- ① 避難所の清掃・消毒はなるべく多くの回数を実施するのが良いとされるため、できるだけ1日3回以上は時間を決めて清掃・消毒を行います。
- ② トイレ、出入口、ドアノブや手すりなど、多くの人に触れる場所は、頻回に清掃・消毒を行います。
- ③ 消毒の場所に応じた消毒液を準備して使用します。
- ④ 各世帯の居住スペースは、各自で清掃・消毒を行います。
- ⑤ 通路や出入り口などの共有スペース、トレイや手洗い場の清掃・消毒は避難者を中心に関係者が協力して行います。

◆ 消毒液の使用用途

種類	使用可	使用不可
消毒用エタノール	手指、服	傷口、粘膜、革製品
次亜塩素酸ナトリウム 0.1%	吐物、体液がついた衣類	人体、金属
// 0.05%	ドアノブ、床、調理器具	

【手袋、長袖ガウン及び防護服の使用上の注意】

- ① 手袋、長袖ガウン及び防護服（以下「長袖ガウン等」という。）は原則使い捨てです。やむを得ず繰り返し使用する場合は適切に消毒を行い、破損がないことを確認します。
- ② 手袋、長袖ガウン等を使用する前は、破損（穴が開いていないか等）がないかを確認し、隙間ができないよう正しく着用することが重要です。
- ③ 長袖ガウン等がない場合には、ビニールのレインコート等で代用します。
- ④ 使用した手袋や長袖ガウン等の表面は、細菌やウイルスに汚染されています。手袋や長袖ガウン等を外すときが最も感染しやすいため、表面に触れないよう十分注意をして、正しい外し方を徹底してください。
- ⑤ マスク、手袋、長袖ガウン等の脱衣後は必ず手指消毒か流水で手洗いを行います。

<参考資料>

資料集 p. 20 トイレの清掃当番がやること

資料集 p. 29 手袋の着脱方法（消防庁）

4 換気の実施

三密（密閉・密集・密接）を防ぐとともに、細菌やウイルスが空気中に留まらないよう、常時空気の入れ替えを行うことが重要です。

窓及び扉を開放し、できるだけ換気を行います。

夏場、冬場などの冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも30分毎に5分間換気を行うなど、定期的に換気を行います。また、湿度を高くしないよう配慮します。

5 履物の交換

履物に付着した細菌やウイルスの避難所内への侵入を減らすため、室内と屋外で履物を替えることが必要です。

【避難所での注意事項】

室内と屋外で履物を替えるようにし、室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用します。

6 食事・物資の配布

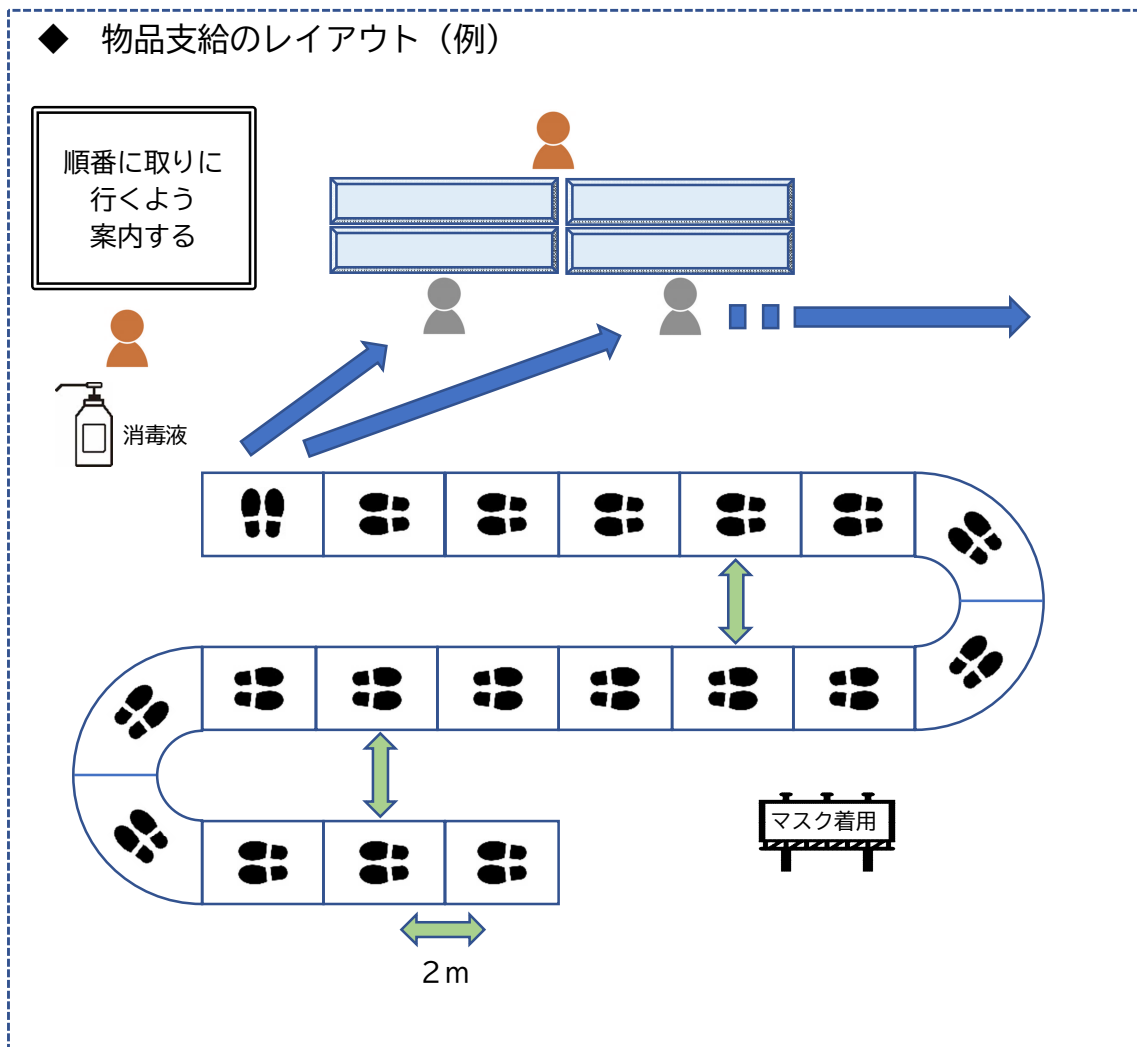
・食事や物資の配布時には、配布場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫が必要です。

・食品や物資を介して感染が広がることも想定されるため、食品や物資が細菌やウイルスに汚染しないよう保管するとともに、配布方法を工夫する必要があります。

【避難所での注意事項】

- ① 食品等を保管する場所は常に清潔に保ち、床から30cm以上の高さで保管し、また、保存方法や賞味期限の管理を行います。
- ② 食品等を置く場所やテーブル等は、事前にアルコール消毒液等で拭いておきます。
- ③ 配布場所にはアルコール消毒液を設置します。
- ④ 食品等は手渡しにせず、机に並べているものを避難者自身が取るようにします。
- ⑤ 食事や物資の配布時は、グループ毎に配布時間をずらす等、配布場所が密集しないようにします。

- ⑥ 食事や物資の管理・配布担当者は、マスク、フェイスシールド及び手袋を着用します。
- ⑦ 食事の提供は、使い捨て容器を使用し、配膳から1時間以内に消費します。
- ⑧ 個包装ではない食品を自宅等に持ち帰ることは避けます。
- ⑨ 食事は、飛沫感染を防ぐため、できるだけ居住スペース内としますが、食事スペースを設置する場合には順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底するなどの工夫をします。



7 ごみの処分

ごみは、細菌やウイルスを媒介するハエや蚊などの発生源となりますので、適切に管理する必要があります。

【避難所での注意事項】

- ① 各世帯から出るごみは、世帯ごとにごみ袋に入れ、口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てます。
- ② 感染症対策として、普通廃棄物（一般ごみ）と感染性廃棄物（マスクなど）は分けるようにします。
- ③ 感染性廃棄物は、ごみ袋を2重にします。
- ④ ごみ処理を行う際は、必ずマスク、手袋とマスク、フェイスシールド、長袖ガウンを着用します。

感染性廃棄物の主なもの

- 使用済みのマスク ティッシュ 使い捨て手袋
- 発熱・咳等の症状がある人の容器

<参考資料>

資料集 p. 33 避難所でのごみの捨て方について（環境省）

8 リネンの対応

避難生活が長期化する場合、衣類等へ付着したウイルスの除去に効果があるため、洗濯を促す必要があります。

【避難所での注意事項】

- ① 有症状者（疑いを含む）のリネンを洗濯する場合
 - リネンが体液で汚れていない場合、手袋とマスクを付け、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かし対応します。
 - 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、防護服、マスクを付け、消毒（80℃以上の熱湯に10分間以上つける又は0.1%（1,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムにつける）を行います。
- ② タオル・毛布は一度配布したら共有しないようにします。

第3章 避難所の撤収

第1 避難所の撤収

1 退所者の対応

- (1) 退所者には、避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、**退所届（様式集 p. 25）**を提出してもらいます。
- (2) **退所届（様式集 p. 25）**受領後、**避難所利用者登録票（様式集 p. 12）**の裏面及び**避難所利用者名簿（手書き用）（様式集 p. 27）**の退所に関する項目欄に追記する。
- (3) **退所される方へのご協力をお願い（資料集 p. 27）**を配布し、以下の内容を説明します。

- ・ 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所から2週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。
- ・ 健康観察は、**体調チェック表（様式集 p. 26）**を参考に実施するよう説明します。
- ・ 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めの受診を勧めます。
- ・ 医療機関を受診し、万一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、危機管理課に連絡するとともに、保健所の担当者に避難所に避難していたことを報告するよう求めます。

2 避難所の閉鎖

避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。

（待機スペース、居住スペース、その他使用した部屋、トイレ、手洗い場など）

3 引継ぎ

避難所運営スタッフ等は、**避難所利用者登録票（様式集 p. 12）**及び**受付時健康状態チェックリスト（様式集 p. 15）**、**避難所利用者名簿（手書き用）（様式集 p. 27）**を危機管理課に引き継ぎます。

4 健康観察

施設管理者及び避難所運営スタッフ等は、避難所閉鎖から2週間、自身の健康観察を行う必要があります。

- 1 健康観察は、**体調チェック表（様式集 p. 26）**を参考に実施します。

- 2 発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診します。
- 3 発熱や体調不良などで医療機関を受診する場合は、あらかじめ危機管理課に連絡し、受診後は結果を報告します。